

【経済・産業政策】

1. 相模原市の保有する融資・貸付制度が積極的に有効活用されるよう周知の強化を図ること。特に、ベンチャー・ビジネス支援や、中小企業のIT化支援等、事業の将来性・可能性に着目した融資を拡大すること。

【回答】

相模原市中小企業融資制度につきましては、広報紙やパンフレット、本市ホームページをはじめ、取扱金融機関や事業者向けの融資制度説明会を開催し、周知に努めております。今後とも、利用促進に繋がる融資制度の周知に取り組んでまいります。

また、事業の将来性・可能性に着目した融資につきましては、新製品、新技術等の研究開発を対象とした体質強化支援資金や、県の創業支援融資の利用者への支援を市中小企業融資制度に位置付け、利子や信用保証料補助金の一部を助成しているところでございます。今後とも創業者・新分野進出事業者に対する融資制度の研究に努めてまいります。

(産業・雇用政策課)

2. 企業誘致に向けた各施策の展開により、相模原市の経済の活性化を図ること。

【回答】

本市では、平成17年10月から「さがみはら産業集積促進方策(STEP50)」として企業誘致を積極的に進めてまいりました。

本年4月からは、「新さがみはら産業集積促進方策(新STEP50)」として旧STEP50の考え方を踏まえつつ、4つの新たな都市づくりの拠点への企業立地の促進を軸に土地や家屋の取得に対する奨励金、新規雇用に対する奨励金等の奨励措置により、更なる企業誘致を進め、本市経済の活性化に向け取り組んでまいります。(産業・雇用政策課)

3. 相模原市における科学技術蓄積をもとに、産・官・学の協同・協力体制を更に強化すること。また、地域金融機関、地域労働組合も参加し、地域雇用の創出・新規事業展開・技術開発などの地域産業活性化策を検討する「産官学金労」の枠組を検討・実施すること。

【回答】

本市は首都圏の南西部に位置していることから、首都圏南西部における優れた技術・製品を有する中小企業や特色ある大学・研究機関、企業活動をサポートする金融機関・支援機関による連携を強化するため、平成16年度に発足した「首都圏南西地域産業活性化フォーラム」の活動を中心として「産官学金」の連携による新事業創出・新技術開発に向けた支援に努めているところでございます。

なお、こうした取り組みに「労」を加えた連携につきましては、今後検討してまいります。

(産業・雇用政策課)

4. 厳しい経済状況により、倒産する中小企業が増大していることから、事業再生に取り組む中小企業の資金調達の円滑化及び再生支援を目的とした中小企業再生ファンドの設立に向け、検討を始めること。また、その中心的役割を果たすこと。

【回答】

本市では、国の全国緊急保証制度に対応した経営安定支援資金の新設や、景気対策関係資金の利用者負担率の引下げ等を行い、中小企業の資金繰りの円滑化に努めているところでございます。

また、再生支援を目的とした中小企業再生ファンドにつきましては、事業性がありながら過剰債務等により経営不振に陥っている中小企業への再生支援方策の一つであることから、研究を進めてまいります。(産業・雇用政策課)

【雇用・労働政策】

5. 厳しい雇用環境が続いていることから、以下の項目について積極的に取り組み、改善を図ること。

(1) 働く意欲のある全ての労働者に対し、情報提供の充実(ハローワーク、インターネット)や職業訓練の拡充(科目の拡充等)等の施策に積極的に取り組むこと。

特に、若者の雇用の確保(受け皿づくり)に向けては、若者の就業支援・雇用促進、新規卒業者の採用促進の取り組みなどの諸施策を強化すること。

【回答】

本市では、若者の雇用の確保といたしまして、本年6月に高校新卒者の支援を目的に、市内ものづくり企業の紹介や各高等学校の状況等について情報交換を実施する「就職情報交換会」及び、市内企業へ就職を希望する方を対象とした「さがみはら就職面接会」を相模原公共職業安定所・相模原商工会議所と連携し実施いたしました。

若者の就業支援といたしましては、「相模原市就職支援センター」において若年者及び女性等を対象とした無料職業紹介事業等の実施及び若年者の就業意欲や職業能力を高めるための求職者支援講座を実施するとともに、平成21年1月からキャリアコンサルタントを増員し、職を失った方及び職を失うおそれのある方を対象に、「緊急相談窓口」を開設し、キャリアカウンセリング等を実施しております。

また、ひきこもりやニートの若者の支援としまして、就労に向けた総合相談及び仕事体験などにより自立支援を行なうための「さがみはら若者サポートステーション」を平成21年7月に開設し、個人の能力やニーズに応じた支援に努めております。

さらに、企業現場・教育機関等で実践的な教育訓練を受け、就職活動に活用するための「ジョブカード制度」や雇用吸収の見込める分野等における基本能力から実践能力までを習得するための長期訓練を実施する「緊急人材育成支援事業」などの職業訓練につきましては、相模原公共職業安定所・相模原商工会議所等と連携を図りながら、情報提供の充実に努めてまいります。(産業・雇用政策課)

(2) 情報通信、住宅整備、医療・福祉、環境、エネルギーなどの新分野・成長企業・社会的要求の高い分野に対する雇い入れ等にかかわる助成策の充実を図ること。施策の実施にあたっては雇用創出目標の明示や、重視すべき分野について、できる限り具体的な数値目標を提起すること。また、企業誘致の促進や次代に繋がる産業の活性化により雇用創出との連動を図ること。

【回答】

本市では、地域経済を活性化し、市内雇用を拡大していくためには、既存の企業に対する支援だけでなく、新たな成長産業を創出する必要があると考えております。そのため、平成11年に株式会社さがみはら産業創造センターを設立し、新規創業者や新分野に進出する意欲的な企業等に対し、企業の成長、発展に合わせた幅広い支援をしております。

さらに、平成17年10月から「さがみはら産業集積促進方策(STEP50)」として企業誘致を積極的に進めており、平成22年4月からは、「新さがみはら産業集積促進方策(新STEP50)」として、旧STEP50の考え方を踏まえて企業誘致を推進しております。

対象となる業種は、情報通信、製造業、自然科学研究所でございますが、これらの企業の新規立地や増設の際に、雇用奨励金として1年以上雇用をしている従業員1人当たり30万円を交付しており(大企業は6人以上雇用した場合に限ります。)、企業誘致と雇用の連動性を高めております。

なお、企業誘致で重視する分野として、航空・宇宙、環境技術、新エネルギー技術等の分野を掲げております。(産業・雇用政策課)

- (3) 相模原市は、県および労働局や金融機関、関連団体と連携し、総合的な相談窓口の設置などの工夫を行い、困窮している労働者や企業への対応を強化・充実すること。あわせて、活用(支給)までの時間短縮など運用の改善を図ること。

【回答】

住居・生活に困窮する離職者に対して、支援施策の効果を高め、安定的な就労機会を確保して、生活再建を図ることができるようにするため、実施機関である福祉部門と雇用部門の各機関が、日常的に密接な連携を図ることを目的に、本市と相模原公共職業安定所を構成員として、「相模原地域福祉・雇用協働協議会」を設置しております。

また、中小企業への経営相談や中小企業融資制度窓口など、中小企業者に対して支援を行う相談窓口として、相模原商工会議所や相模原市産業振興財団等の支援機関が対応を行っております。

今後とも状況に応じて支援機関、関係団体等との連携を図り、利便性の向上を図るとともに一層の迅速な対応など、相談窓口の改善に努めてまいります。(産業・雇用政策課)

6. 相模原市は、「ふるさと雇用再生特別基金」を有効活用した新規事業に取り組むこと。また、提案事業が、地域に根付いた産業となり、相模原市の良質な雇用として維持・継続できるよう引き続き支援すること。

【回答】

「ふるさと雇用再生特別基金事業」につきましては、平成21年度に、「自転車整理指導委託業務」「コンピュータ指導助手派遣事業」など、5事業を実施し47名の新規雇用を創出いたしました。本年度につきましても、「中学校完全給食推進事業」など、3事業を新規に追加で計画し、実施しております。(産業・雇用政策課)

7. 総労働時間の短縮を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、政労使が連携し、男性

の育児・介護休業制度の取得拡大や、育児等への参加促進に向けた社会的な醸成づくりや職場の理解等の環境整備を強化すること。またそのために市庁内に専門部局(推進母体)を設け取り組むこと。

【回答】

本市におきましては、ワーク・ライフ・バランスの推進に配慮した社会環境づくりに向けての意識啓発を図ることを目的として、子育て支援など成果をあげている企業等を対象として仕事と家庭両立支援推進企業表彰を実施しており、併せてその取り組みについて、市ホームページへの掲載やリーフレットを作成するなどして広く周知を図り啓発に努めております。

また、本年度から「相模原市特定事業主行動計画」の後期5ヵ年計画がスタートしたところでございますが、庁内に「職員ささえあい子育てプラン推進委員会」を設置し、その進行管理を行っております。
(産業・雇用政策課、職員課)

8. 労働環境の悪化などにより、メンタルヘルス対策が不十分なこと等が要因となって「うつ」や「自殺」が増加していることから、専門カウンセラーの配置などにより対策の強化を図ること。また、地域産業保健センターと積極的に連携して、中小企業従業員のメンタルヘルスを含む定期検診など健康維持対策の啓発・指導に努めること。

【回答】

中小企業従業員の健康保持・増進対策につきましては、メンタルヘルスを含めた心身両面からの健康管理が重要であることから、(財)相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター(あじさいメイツ)、神奈川県地域産業保健センター及び精神保健福祉センターと連携し、働く人の健康づくりのためのシンポジウムを開催するなど雇用主、従業員への啓発・指導を図っております。
(産業・雇用政策課)

9. ジェンダーについて正しい理解を図るため、恣意的運用・解釈を生じさせないための啓発活動に取り組むこと。また、行政機関の発行物について、ジェンダー平等の視点で作成されているかのチェックを強化すること。

【回答】

本市では、ジェンダーに関する啓発活動につきましては、講演会や講座の開催、啓発誌等の発行などにより、ジェンダー意識の解消に努めております。

また、行政機関の発行物につきましては、庁内への周知、職員研修等を通じて、発行物がジェンダー平等の視点で作成されるよう、職員の意識啓発に努めてまいります。

(男女共同参画課)

【福祉・社会保障政策】

10. 福祉サービスの向上を図り、利用者自らがサービスを選択し適切に利用できるよう、地域の特性に応じた相談やサービスの情報提供、利用支援、評価、さらに苦情解決の取り組みの充実に対して積極的に推進・支援すること。

- (1) がん対策として、がん検診受診率を向上させること。当面は神奈川県の目標値である受診率

50%達成に向け積極的な推進を図ること。あわせて、在宅療養を可能とするネットワークづくりを支援すること。

【回答】

本市ではがん検診受診率向上対策としまして、平成20年度から受診券の一斉送付を実施しております。これは一定の条件の下、受診が可能ながん検診等の受診券を一枚に集約して作成し、年度当初に約25万人の方に対して送付し、受診者が簡便に受診できる仕組みづくりを構築しております。

また、がん検診につきましては一年を通して受診できる体制を整え、市民が受診しやすい環境づくりにも努めております。

今後とも受診率向上ががん対策への第一歩との認識の下、その向上に努めてまいりたいと考えております。

在宅医療を可能とするネットワークづくりにつきましては、介護と医療の連携を図るため、ケアマネジャーや地域包括支援センターの相談に応じる「地域ケアサポート医」を現在モデル事業として実施しており、今後、本市全地区への拡充を図ってまいります。

また、本市では、在宅療養者に対する適切な医療体制の充実を図るため、医療機関相互の連携体制の構築を進める（社）相模原市医師会が行う在宅ケア対策事業に対し、補助金を交付するなど支援を行っております。（健康企画課、介護予防推進課、地域保健課）

(2) 障がい者や高齢者などへの成年後見制度や日常生活自立支援事業(旧:地域権利擁護事業)の必要性が大きくなっていることから、制度の広報活動の強化や手続きの簡便化、サービスの拡充を図ること。

【回答】

成年後見制度の広報活動等につきましては、本年度、啓発用パンフレットの発行をするほか、広報紙へ特集記事(9月15日号)を掲載したところでございます。また、専門家団体と連携し、市民公開講座や相談会の開催など、制度の普及啓発等に向けて取り組みを充実してまいります。

成年後見制度や日常生活自立支援事業につきましては、「障害のある方のための福祉のしおり」や広報紙等において制度や事業のご案内を掲載しております。

まず、成年後見制度につきましては、成年後見制度利用支援事業により制度の利用の推進を図られるよう各相談窓口での案内や利用の支援を行っております。

次に、日常生活自立支援事業につきましては、相模原市社会福祉協議会が相模原あんしんセンター事業を実施し対象者の支援を図るとともに、この事業での支援が困難である方で成年後見制度の対象と考えられる方については、関係機関への連絡や成年後見制度の利用の手助け等を行っているところでありますが、今後もよりいっそう対象者が地域で安心して日常生活を送ることができるように制度の周知、利用の向上に努めていきたいと考えております。

(介護予防推進課、障害福祉課)

11. 介護保険事業におけるサービスの質を向上させるために、以下の施策を進めること。

(1) 「早期発見・早期治療」が必要とされる認知症の対策については、認知症へのケアシステムを

開発・充実させると共に、介護施設、介護サービスを強化し、認知症疾患医療センターを早急に整備・拡充すること。

【回答】

認知症対策についてでございますが、現在、本市では、認知症講演会の開催や、まちかど講座を活用し、啓発に努めるとともに認知症を理解し認知症の方や家族を見守る「認知症サポーター」を養成するなど地域で支えるまちづくりを進めております。

また、65歳以上の方を対象に定期的に「生活機能チェック」を実施、早期発見に努めるほか、予防のための教室「脳活道場」を開催しております。

介護保険施設の整備につきましては、平成21～23年度を計画期間とする第4期高齢者保健福祉計画に基づき整備を行っておりますが、特別養護老人ホームにつきましては、特に緊急性の高いと思われる要介護4及び5の重度の待機者の解消を目標とし、計画を100床上回る750床の整備を行ってまいります。

また、認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームにつきましても計画的な整備促進に努めてまいります。

介護サービスの強化につきましては、介護保険サービス提供事業所に勤務する職員に対し、認知症介護についての専門知識や介護技術の習得などを目的として、認知症介護実践者研修等を開催し、サービスの質の向上を図っております。

認知症疾患医療センターにつきましては、設置に向け現在、課題等の整理をしており、今後、医療関係機関等と協議を進めてまいります。

(介護予防推進課、高齢者福祉課、介護保険課)

(2) 地域包括支援センターについては、多種多様な業務による多忙な対応状況にあることから、地域の特性や利用者のニーズを踏まえ、「総合相談窓口」「ケアマネージャ支援」「地域のネットワークづくり」等に特化するなど必要な事業を整理し、介護を支える地域づくりの基盤としての機能を強化すること。

【回答】

地域包括支援センターにつきましては、現在、社会福祉法人等への委託により、市内22か所に設置しており、センターの職員数をこの4年間で2倍の128人体制に強化し、業務が円滑に実施されるよう対応しているところです。今後とも、業務量等を勘案しながら、職員体制の充実や研修等を通じて資質の向上を図るなど、地域における高齢者の総合相談・支援の拠点として、役割を十分発揮できるように努めてまいります。(介護予防推進課)

(3) 地域毎に安心の「在宅医療、在宅介護」が可能となるよう、介護と医療の連携による「面的医療システム」を構築すること。

【回答】

在宅医療を可能とするネットワークづくりにつきましては、介護と医療の連携を図るため、ケアマネジャーや地域包括支援センターの相談に応じる「地域ケアサポート医」を現在モデル事業として実施しており、今後、本市全地区への拡充を図ってまいります。(介護予防推進課)

12. 「生活保護」を受ける権利を確立するため、生活保護行政を改善すること。また、現在のような雇用情勢の悪化、生活問題の複雑・多様化などに対応する福祉現場の実態を踏まえ、職員(ケースワーカー)の配置を拡大すること。

【回答】

生活保護行政の改善につきましては、生活保護は最後のセーフティーネットの役割を担っておりますので、昨今の経済情勢の悪化により生活に困窮する方が増加している中で、その必要性がますます高まっております。

このため、生活保護制度の運用にあたりましては、関係機関との連携により生活困窮者の早期発見、迅速な対応など、相談者に配慮した適切な対応に努めるとともに、適正な保護の決定と自立支援の充実に取り組んでおり、引き続きこれを推進してまいります。

また、職員の配置につきましては、生活保護の適正な運営を確保する上で極めて重要と認識しており、社会福祉法第16条で標準数とされているケースワーカー1人あたり80世帯を基本として配置してきたところです。なお、本年4月1日現在での3福祉事務所の平均では、ケースワーカー1人あたりの担当世帯数は77世帯となっております。

今後とも、増加する相談者及び保護受給者の抱える様々な課題に対応するため、自立支援相談員の雇用や他の専門機関等との連携を図りながら、適正な職員の配置を図ってまいりたいと考えております。

(地域福祉課)

13. 児童虐待の相談件数が増え続けており、早期の対策が必要である。被害児童に対し、福祉・保健・医療、関係団体などと連携し、支援策を講じるとともに、防止、早期発見、加害者を生じさせない環境づくり、啓発を行うこと。

【回答】

児童虐待防止対策につきましては、相模原市要保護児童対策地域協議会の枠組みにおきまして、関係機関と緊密な連携を図り、必要な支援を行うとともに、児童虐待の対応に関する研修会の開催、リーフレットの配布などの啓発に努めるなど、児童虐待の早期発見、早期対応に取り組んでいるところでございます。(児童相談所、中央こども家庭相談所)

14. 待機児童の解消に向けて、保育所の定員数増加計画を前倒しするなど、設備の新設や保育所の整備、人的措置を講ずること。

【回答】

待機児童の解消につきましては、本年度からの後期保育計画におきましても、基本方針として位置づけており、平成26年度までに885人の定員増を計画しております。

本年度につきましては、平成23年度に向け、認可保育所の新設、分園の設置、保育所建替に伴う定員増などにより、425人の定員を増やす予定です。また、従前の取組に加えて、プロジェクトチームを発足し、即効性のある新たな施策の検討を行い、待機児童解消に向け、積極的な取組をより一層推進していきたいと考えております。

(保育課)

15. 医療・介護サービスの基盤強化の観点から、医療・介護従事者の労働環境や処遇の改善を図り、人材の確保を行うこと。

【回答】

医療従事者の労働環境等の改善を通じた人材の確保につきましては、病院における勤務環境の改善を図るため、病院が行っている院内保育施設の運営に対して助成し、医療従事者の確保・定着の促進に取り組んでいるところでございます。

介護従事者の労働環境等の改善を通じた人材の確保につきましては、介護報酬との関係が非常に大きい中、国においては、平成21年10月から「介護職員処遇改善交付金」により賃金改善等に取り組んでおります。

本市といたしましては、それ以外の部分で、採用後のキャリアアップ支援、新任職員から経営者層までを対象とした階層別研修等の支援に取り組み、人材確保に努めております。

今後とも、介護従事者の労働環境等の改善を通じた人材の確保につきましては、「処遇改善交付金」の制度延長等を含め、抜本的な改善を国に要請してまいりたいと考えております。
(地域医療課、介護保険課)

【社会インフラ政策】

16. 各自治体は、すべての生活者が快適に暮らすことができる、ユニバーサルデザイン(言語・老若男女・能力・障がいの如何を問わずに利用できる施設・製品・情報による設計)に基づいたまちづくりを進めること。

【回答】

国では、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた規定を盛り込んだ「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を平成18年に施行しました。

本市では、「新・相模原市総合計画」において掲げられている「バリアフリーによる福祉のまちづくりの推進」を図るため、この法律に基づき、鉄道駅の旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まるなど、一定の要件を満たしている地区を重点整備地区として「バリアフリー基本構想」を策定し、基本構想に位置づけられた駅や駅前広場、公共施設などの建築物、また、これらを結ぶ経路となる特定の道路のバリアフリー化を推進してまいります。
(都市計画課)

17. ホームレス等の安定した居住場所のない生活弱者に対して、公営住宅への入居支援策を推進すること。

【回答】

ホームレス等の安定した居住場所のない生活弱者に対する公営住宅への入居支援策の推進につきましては、本市では、市営住宅への入居募集を年2回行っており、入居者の選考にあたり住宅困窮度により評価を行い決定しております。
(地域福祉課、住宅課)

18. 子どもを狙った犯罪や、思わぬ事故に巻き込まれるといった事件・事故を防止するため、警察と自治体が一体となった防犯体制の強化を行うこと。

【回答】

本市では、子どもたちを犯罪や事故から守るための事業として、子どもたちが登下校などにおいて、不審者や付きまといなどがあった場合に、地域住民の協力を得て、駆け込む

ことができるこども110番の家事業を実施しており、現在約6,750箇所が登録されております。

また、登下校時の児童の見守り活動として、地域住民の方がボランティアで横断歩道や交通量の多い交差点、危険な箇所に立っていただき、子どもたちの安全確保を図っていただいております。

このほか、安全・安心メールとして、携帯電話などに登録していただいた方を対象に、子どもの安全に関わる情報やひったくり、空き巣など地域で起きている犯罪情報など、警察署などからの依頼に基づきメール配信しており、現在、約40,000件の登録がされております。

今後も、警察との連携を強化し、地域住民や防犯団体等と一体となって取り組んでまいります。
(生活安全課)

19. 地震対策として以下の取り組みを行うこと。

- (1) 「改正耐震改修促進法」において、「2015年までに建築物の耐震化率を少なくとも90%に引き上げる」とした目標達成に向け、公共施設(学校、病院含む)における実効ある耐震改修を行うこと。また、市民にわかりやすく耐震化の進展状況を伝えること。

【回答】

市有建築物の耐震化の状況につきましては、学校以外の市有建築物のうち、改正耐震改修促進法の対象となる市有建築物についての耐震化率は90%以上となっております。

この耐震化の状況につきましては、本年度末の公表に向け、準備を進めているところでございます。

小・中学校につきましては、本市では、これまで児童・生徒がより安全で快適な学校生活が過ごせるよう、学校施設の耐震化を優先的に進め、平成21年度までにすべての小・中学校において校舎及び屋内運動場の耐震化が完了しました。

なお、耐震診断の状況等については、広報紙等により周知を図っているところです。

(公共建築課、学校施設課)

- (2) 災害に直面した住民等対策を強化するため、多くの住民等の参加による防災訓練(住宅地・交通機関とその周辺)や、帰宅困難となった勤労者等対策として「帰宅困難者訓練」を実施すること。

【回答】

本市主催により「防災訓練」につきましては、毎年、市総合防災訓練といたしまして、本市・九都県市・関係防災機関・事業所・市民が一体となった防災訓練を実施しております。その中で、市民を主体とした自主防災隊による各種訓練(救出訓練・避難所運営訓練・救護訓練等)を実施し、多くの参加をいただいております。

本年度におきましては、8月29日(日)午前10時から中央区弥栄3丁目にあります、淵野辺公園隣接用地にて実施いたしました。

帰宅困難者訓練につきましては、駅前混乱防止対策訓練及び帰宅困難者対策訓練として、東日本旅客鉄道(株)橋本駅・京王電鉄(株)橋本駅と小田急電鉄(株)相模大野駅において帰宅困難

者を想定し、各鉄道会社職員との連携・協力のもと、付近の避難所までの誘導訓練や帰宅困難支援ステーション等と連携した帰宅困難者対策訓練（一定区間を実際に徒歩にて移動する）を隔年で実施しております。

なお、本年度につきましては、小田急線(株)相模大野駅において8月29日（日）に実施いたしました。（危機管理室）

(3) 地域全体で災害弱者の安全確保に取り組めるよう、災害弱者対策を早急に進めること。

【回答】

災害時におきましては、高齢者や障害者など、迅速に避難行動をとることが困難な方々が犠牲となるケースが多く、いわゆる災害時要援護者に対する地域における支援体制の構築につきましては、防災対策上の重要な課題と認識しております。

このため、本市が保有するひとり暮らし高齢者や障害者などの災害時要援護者の情報を、本人の同意をいただいた上で、自治会や民生委員・児童委員に提供することにより、あらかじめ近隣にお住まいの方を災害情報の伝達や避難所への誘導などを行う避難支援者として定めていただくなど、地域ぐるみで災害時要援護者をサポートする仕組みの構築を促進してまいりたいと考えております。（地域福祉課）

20. 駅周辺、商店街等の繁華街における違法駐車車両や放置自転車の取り締まりを強化すること。

また、特に移動障壁となっている点字ブロック上の駐輪・駐車は重大な違反行為として対処すること。

【回答】

違法駐車を取り締まりにつきましては、今後とも、警察署に取り締まり強化の要望をしております。

本市といたしましても、「相模原市違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、相模原駅周辺・相模大野駅周辺・橋本駅周辺の3地区を違法駐車等防止重点地区に指定し、防犯活動推進員等を活用するなど、警察の取り締まりとは別に、防止のための周知・啓発活動を引き続き行ってまいります。

駅周辺の道路など公共の場所で自転車等の放置が特に多い箇所につきましては、監視員等を配置し指導啓発や自転車等の整理を行っております。

また、放置された自転車及び原動機付自転車につきましては、相模原市自転車等の放置防止に関する条例に基づき適宜撤去を行い、歩行者の安全確保に努めております。

今後も、自転車利用の適正化が図れるよう、指導啓発や撤去の強化等に努めてまいります。（生活安全課、都市整備課）

【環境政策】

21. 低炭素社会実現に向けた市民のライフスタイルは、関心の高まり等を反映し変化しつつあるものの、十分なものにはなっていないことから、日常生活における環境配慮行動に対してインセンティブやポイントを付与し、地域の商業施設や公共交通機関などで利用できる制度を構築すること。

【回答】

市民の環境配慮行動に対するインセンティブやポイントの付与につきましては、公共交通機関への利用転換など省エネ活動の促進や環境意識の向上を図るための有効な手法であると思われまますので、低炭素社会の実現に向けた取組を推進する上での参考とさせていただきます。

また、地域の商業施設などで利用できる制度の構築につきましては、現在そのような制度は定めてございませんが、ごみの減量化やリサイクルなど環境に配慮した取り組みを行い、本市から認定を受けた、いわゆる「エコショップ（エコ商店街）」は79店舗（1商店街）あり、こうした店舗や商店街を対象に、ご要望については情報提供を行なってまいりたいと考えております。（環境政策課、商業観光課、都市鉄道・交通政策課）

22. 相模原市は、ごみ資源化を有効に進めるため、ごみ分別排出の徹底を行うとともに、分別回収されたごみの再資源化を適正に行うこと。

また、2011年の地上アナログ放送終了にともない、自治体を中心に、集積場所の設置や監視強化などによる不法投棄対策と、当該家電の再資源化の促進に取り組むこと

【回答】

本市では、家庭ごみの減量と資源化を進めるため、「相模原ごみDE71大作戦」として、市民の皆様への啓発活動に取り組んでおります。本事業は1人1日あたり100グラムの家庭ごみの減量を目標に、相模原71万市民のごみ減量作戦として展開しているもので、新規転入者講座、アパート・マンション管理人講座、各公民館に出向いて地域別に行う「ごみと資源の出し方」講座や市内主要駅前や大型スーパーにおける街頭PRなどを実施し、市民のご理解、ご協力をいただき、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用を行う「4R」にそった自主的・主体的な取り組みを進めていただくようお願いしております。

また、分別回収されました資源につきましては、入札等により資源化業者に売却をいたしております。

このほか、事業系の医療廃棄物につきましては、排出事業者に対して、必要に応じて立ち入り検査を実施し、国で定めたガイドラインに基づいて、分別等適正処理の指導に努めているところ です。

また、家庭から排出される医療廃棄物のうち、通常感染症を有さないと考えられる点滴バッグ、チューブ等につきましては、市民の利便性を考慮し、一般ごみとして収集、処理しております。なお、注射針等の特に留意することが必要な医療廃棄物の処理につきましては、安全対策及び排出者のプライバシーの保護の観点から、排出者に対し、購入された医療機関に相談していただくよう指導を行うとともに、医療機関に対しては、自主回収などの適切な処理体制が推進されるよう、引き続きお願いするなどし、安全確保に努めてまいります。

2011年の地上アナログ放送終了にともなうテレビの不法投棄防止対策といたしましては、不法投棄の常習箇所監視カメラを設置しているほか、市民とのパートナーシップ協定による不法投棄防止事業の導入や職員による巡回パトロール、警備会社による夜間警備を実施するなど不法投棄の未然防止に努めるとともに、本年10月には「まち美化キャンペーン」を貴団体などのご協力をいただきながら実施し、市民の方々等に不法投棄対策を

呼びかける予定でございます。

さらに、今年度から政令市として加わりました九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会におきまして「廃テレビ適正リサイクル宣言」を行い、多量に廃棄が予想されるテレビのリサイクルを促進するための普及啓発を実施してまいります。

今後も引き続き、不法投棄を「しない」「させない」「許さない」を合言葉に、清潔で美しい街、相模原の実現に向けて努力してまいります。（資源循環推進課、廃棄物指導課）

23. 各自治体は、環境への負荷が少ないクリーンエネルギー車（電気自動車(EV)等）普及のための各種施策を強化すること。

(1) 車輛購入・利用時の各種優遇施策の積極的な広報活動を行うこと。

【回答】

現在、電気自動車の購入者に対する奨励金の交付や、低公害自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車）利用者に対する市営駐車場料金の割引を実施しており、広報さがみはらや市ホームページでの周知を行っております。

また、市内中小企業への新エネルギー・自然エネルギー設備等の導入を支援するため、低利で融資が受けられる「地球温暖化防止支援資金」の制度を平成21年度に創設し、広く、環境負荷の低減をめざす施策を実施しているところです。この中で、電気自動車等の導入も図られるようPRしてまいります。

今後につきましては、クリーンエネルギー自動車の種類や税制、国・県・市の補助制度など総合的な情報の提供・発信を行ってまいりたいと考えております。

（環境政策課、産業・雇用政策課）

(2) 充電器等のインフラ整備の計画的な推進を行うこと。

【回答】

本年度から平成23年度にかけて、各区の公共施設に1基ずつ、計3基の急速充電器を設置する予定です。今後のインフラ整備につきましては、神奈川県による電気自動車充電ネットワーク構築等の取組とも連携を図ってまいります。（環境政策課、産業・雇用政策課）

(3) 各自治体の使用車輛としての購入台数を増数すること。

【回答】

「相模原市庁用自動車に係る環境方針」に基づき、平成12年より低公害車の導入を進めております。電気自動車を含めたガソリン以外を燃料とする自動車の導入を推進しており、本年度においては、5台の電気自動車を導入する予定です。

クリーンエネルギー自動車の普及促進を図るため、今後につきましても庁用車への導入について進めてまいりたいと考えております。（環境政策課、管財課）

(4) 各種イベントでの使用の拡大すること。

【回答】

事業者との協力により、市民桜まつりやさがみはら環境まつりなどのイベントで電気自

動車等の展示を行っているところですが、それに加え、本年度導入する電気自動車につきましても、各種イベントでの展示や試乗等に活用してまいります。(環境政策課)

24. 省電力・長寿命といわれる発光ダイオード(LED)への転換を積極的に図るため、市の公共施設内のLED化計画を推進していくこと。

【回答】

公共施設への発光ダイオード(LED)の導入等につきましては、費用対効果、安全性等の面から検討した上で、新築・改修工事などの機会を捉えて実施しております。

導入状況といたしましては、平成21年度に実施した総合体育館やふるさと自然体験教室の改修工事等において、風除室内の照明や敷地内の外灯などに設置したほか、本年度発注予定の市民健康文化センターの改修工事等では、廊下などの共用部への設置を予定しております。

都市公園における園内灯の発光ダイオード(LED)化につきましては、現在、淵野辺公園を始め8公園に18基設置しておりまして、本年度は、峰山霊園など26基を設置又は交換する予定でございます。

今後、新設公園につきましては、発光ダイオード(LED)型園内灯を設置してまいります。

道路照明灯の補修・更新につきましては、現在、主に省エネ効果のある高圧ナトリウムランプを使用しており、発光ダイオード(LED)照明灯を設置した実績はございませんが、環境面での効果が高いことなどから、国土交通省の試行結果等の動向を踏まえて、導入を検討してまいりたいと考えております。

地球温暖化対策を進める上では、さまざまな取り組みによる省エネルギー化が重要かつ喫緊の課題となっており、発光ダイオード(LED)照明など高効率照明機器等への転換を今後とも進めてまいりたいと考えております。

(環境政策課、公共建築課、管財課、公園課、道路補修課)

【教育・人権・平和・国際政策】

25. 子どもの基礎学力向上と同時に、ものづくり・環境・食の大切さや体験学習など、社会の多様性に触れる学習機会の創出に向けて、学校単位での独自性を発揮できるよう、制度改善を図っていくこと。

【回答】

本市教育委員会では、各学校において地域や学校及び児童・生徒の実態、各教科や学習活動の特質に応じた創意工夫を生かした特色ある教育課程が編成できるように支援してまいります。(学校教育課)

26. すべての子どもに高校進学之道が開かれるよう、公立高校の実質的定員増を図ること。また高校無償化によっても実体的な教育負担軽減につながらない世帯・児童への補助的 教育費支援として、奨学金制度など相模原市独自の施策をさらに拡充すること。

【回答】

すべての子どもに高校進学之道が開かれるために、入学者選抜制度改善とともに、全日制進学希望者に応じた公立高等学校全日制入学定員の策定を神奈川県に働きかけてまいります。

奨学金につきましては、経済的理由で高等学校等への修学が困難な方に対し、修学を奨励する目的で貸与しておりますが、今後もニーズの把握に努めてまいります。

(学校教育課、学務課)

27. モンスターペアレンツ対策として、相談窓口や支援体制の強化等、抜本的な対策を講じ、学校の負荷軽減を図ること。

【回答】

学校に対して自己中心的で理不尽な要求をするいわゆるモンスターペアレントなどへの対応につきましては、学校からの相談を児童生徒指導担当が受け、関係機関と連携を図りながら対応策を協議し、事態の収拾に取り組んでいるところです。

また、法的な見地からの対応を要する事案や不当な要求については、市顧問弁護士による学校法律相談があり、より困難な事案に対応できる体制が整っておりますが、さらに、学校の負担が軽減されるよう、体制づくりについて研究してまいります。(学校教育課)

28. 「在日米軍地位協定」に過ぎない現行の日米地位協定を見直し「運用ではなく条文改正」による抜本的な改善を図るよう、国に対して強く働きかけること。また、「環境特別協定」締結を国に積極的に働きかけること。

【回答】

日米地位協定につきましては、多くの課題があることから、神奈川県及び基地関係各市で構成する神奈川県基地関係縣市連絡協議会として、協定の見直し及びその運用について、適切な改善を図るよう求めており、環境関係の課題につきましても、環境に係る特別協定などにより、対策が図られるよう求めているところでございます。(渉外課)

29. 県内の米軍基地について、跡地利用の検討を含め、返還を基本とした縮小を推進すること。また、一部返還(214 ㌥中 17 ㌥)や共同使用が合意されている米軍相模原補給廠について、速やかな返還実現手続きを図るよう、強く国に働きかけること。加えて、共同使用地域における有害物・廃棄物の保管や戦闘指揮訓練センターなど危険性が指摘されている使用については、地元自治体との相互協定など特別な追加措置を講じるよう、国に対し米軍と交渉するよう強く求めること。

【回答】

市内にあるキャンプ座間、相模総合補給廠及び相模原住宅地区の3箇所の米軍基地の面積は446ヘクタールにも及び、いずれも人口が密集する市街地に位置しているため、市民生活に様々な影響を及ぼし、また計画的なまちづくりを進める上で大きな障害となっております。

こうしたことから、本市では従来から、貴団体、市、市議会、市自治会連合会等により

構成される市米軍基地返還促進等市民協議会とともに、基地の整理・縮小・早期返還に向け取り組んでおり、市民生活やまちづくりなどの緊急に必要な部分については、一部返還や共同使用を国や米軍に求めております。

こうした中、平成18年、在日米軍再編の「最終報告」に、相模総合補給廠の一部、約17ヘクタールの返還と、約35ヘクタールの共同使用が盛り込まれ、平成20年6月、日米合同委員会において、相模総合補給廠約17ヘクタールの一部返還が正式合意されました。

この一部返還の条件である米軍住宅の移設工事につきましては、現在、平成25年度までの工事完了を目指すという返還時期の目安となるものが示されております。

今後も引き続き、国の予算確保や事業計画などの状況、本市の土地利用の考え方等について、必要に応じて米軍関係者も含めて協議・調整を進め、地元利用の早期実現を図っていくとともに、更なる返還区域の拡大を求めてまいります。

また、基地の使用に関しましては、今後とも適時適切な情報提供を求めるとともに、安全の確保を第一として、市民生活への影響が極力少なくなるよう取り組んでまいります。

(渉外課)

30. 人権相談事業の見直しやケースワーカーなどの育成を図り、一定規模以上の企業や事業所での出張相談など啓発や相談事業のさらなる充実をめざすこと。

【回答】

本市では、本年4月の政令指定都市移行に伴い、児童相談所、障害者更生相談所、精神保健福祉センターを設置するとともに、区ごとに障害福祉相談課、介護予防推進課の班、こども家庭相談課を設け、身近な場所で高齢者・児童の虐待、障害者や高齢者の権利擁護など、より専門性の高い相談に対応できる体制としております。

人権相談につきましては、横浜地方法務局におきまして、平日、電話等により相談を行っております。また、本市市民相談室等7箇所においては、定例的に実施日を設け、面接により実施しておりますので、ご利用ください。

(地域福祉課、区政支援課)

31. 核兵器廃絶を進めるため、「平和市長会議」へ参加し、市民への意識啓発や、核兵器廃絶に向けた具体的行動を行うこと。

【回答】

本市では、昭和59年に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、これに基づき昭和60年から毎年「市民平和のつどい」を開催するなど、平和思想の普及啓発に取り組んでおります。

平和市長会議につきましては、昨今の国際的な核兵器廃絶に向けた機運の高まりなどから、本市といたしましても、国際社会との連携を進めるため、加盟に向けた手続きを進めてまいります。

(渉外課)

32. フィリピンとの経済連携協定(EPA)に基づきフィリピン人看護師・介護士の受け入れがスタートすることを踏まえ、言葉の壁の克服などヘルパー資格取得に関わる課題について独自の支援制度

を検討すること。

【回答】

経済連携協定（EPA）の実施状況の結果を踏まえ、市内介護保険事業者の意向を尊重しながら、検討してまいりたいと考えております。（介護保険課）

【行財政政策】

33. 内部での不正問題などを生じさせないため、内部監査体制の充実、関係業界との公正な取引引き、第三者監視体制の強化を強力に推進すること。

【回答】

監査委員は、地方自治法等の法令の規定に基づき「財務事務の執行に関する定期的な監査」や「市民の方からの住民監査請求に係る監査」などを執行しており、監査で把握した不適切な事項につきましては、監査結果において、改善措置を講じるよう市長等に対して指摘や勧告を行うとともに、当該監査結果を公表しております。

また、監査結果に基づき、又は監査結果を参考として、市長等が講じた措置事項について監査委員に通知があったときは、その都度、当該通知に係る事項を公表しております。監査委員は、これらの対応を通して、今後も不適切事例の再発防止に努めます。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進につきましては、透明性及び公平性の確保並びに公正な競争の促進を図るため、学識経験等を有する5人の委員による「相模原市入札監視委員会」を平成21年7月に設置し、公正中立の立場で、客観的に入札及び契約についての審査及び意見の建議等をいただいているところです。（監査委員事務局、契約課）

34. 神奈川県と連携し、「公共的施設における受動喫煙防止条例」の施行に伴い、次の措置を行うこと。

(1) 受動喫煙による健康への悪影響を防止するために、公共的空間における喫煙所の整備を行うこと。

【回答】

公共施設内の公共的空間におきましては、受動喫煙防止のため、神奈川県の条例に基づき、すべて禁煙区域としております。（管財課）

(2) 県外からの来県者に対しても、条例の趣旨から喫煙所の案内に至るまで、わかりやすい周知を行うこと。

【回答】

公共施設の入口には、神奈川県の条例に基づく禁煙施設である旨の表示を行い、周知を図っております。（管財課）

35. 行政サービスが市民にとって簡単便利に受けられるよう次により検討を行うこと。

(1) IT化可能な行政サービスについては、積極的に推進すること。

【回答】

本市では、神奈川県及び県内31市町村等とともに、電子自治体共同運営協議会を組織

し、「電子申請・届出サービス」を実施しております。今後においても携帯電話からの申請や申請メニューの拡大に向けて取り組むなど、行政サービスのIT化を推進してまいります。
(情報政策課)

(2) デジタル・ディバイドも考慮し、自宅あるいは窓口でもより簡単に、行政サービスを受けられるような体制について、短期的・中長期的ビジョンを策定すること。

【回答】

短期・中長期的ビジョンとしましては、本年3月に、市民の視点に立った利便・活力・効率の向上を推進する「相模原市情報マネジメント推進計画（本年度～平成26年度）」を策定し、その中では市民が利便性を実感できる行政サービスを基本目標の一つとして掲げておりまして、現在、簡単で便利な行政サービスの提供に向け、取り組んでいるところでございます。

今後は、具体的な事業計画を検討し、事業実施に向けて取り組んでまいります。

(情報政策課)

36. 民間企業への委託事業や工事の入札・契約において、極端な人件費の削減や不安定雇用を排除し、適正な賃金水準、労働条件の確保等を盛り込んだ「公契約条例」を策定し、公契約の下で働く人の雇用確保、よりよい公共事業・公共サービスを実現すること。

【回答】

公契約条例につきましては、本年6月、「暮らし先進都市」を目指すプロジェクトの一つとして、関係各課の職員をメンバーとした庁内横断的なプロジェクトチームを設置し、条例化を含めた調査・研究を行っているところでございます。
(契約課)